

<外貨積立サービス規定>

お客様からのお申込みにより外貨積立を行うにあたっては、お客様が下記の条項に加え、SMBC信託銀行(以下「当行」といいます。)取引規約集の内容を確認し、同意されたものとして取扱います。

1. 外貨積立サービスはお客様があらかじめ指定した毎月の積立日に、指定の金額を指定の円預金から引落しを行い、当行所定の為替レートで指定の通貨に交換のうえ、プレスティア マルチマネー口座外貨普通預金に預入を行うサービスです。
 2. お申込みは、店頭または郵送、インターネットバンキング等、当行所定の方法にて積立通貨、引落口座、積立日、積立金額(円貨額もしくは外貨額)等を届け出るものとします。初回の積立希望日より1ヶ月前までに申込書が当行に届くようお申込みください。
 3. 積立期間は、下記12に定める場合を除き、無期限とします。
 4. 外貨積立サービスにおける引落指定口座は、円普通預金口座、円当座預金口座、プレスティア マルチマネー口座円普通預金とします。
 5. 引落口座からの引落しについては当行取引規約集の円普通預金口座取引規約、プレスティア マルチマネー口座取引規約、当座預金口座取引規約にかかわらず、小切手または払戻請求書の提出は不要とします。
 6. 指定の積立日が土・日・祝日(年末年始含む)の場合および指定の実行月に該当する指定日がない場合は、お客様のご選択に従い処理いたします。翌営業日をご選択の場合、積立日が翌月になる場合があります。
 7. 積立額は1件1万円相当額から300万円相当額までの任意に定める毎月一定額とし、円貨、外国通貨いずれかで指定できます。外国通貨で積立金額を指定する場合には積立日において1万円未満または300万円相当額を超えるときでも、当該指定日における積立は実行されます。
 8. 外貨積立サービスで円から外貨に交換する場合、交換された外貨を円に交換する場合には、当行所定の為替交換レートを適用します。
 9. 指定口座からの積立は次のように取り扱います。
 - 1) 引落口座を指定し、指定された口座の残高(未決済証券類の金額は含めない)のみが対象となります。又、他の口座に残高があっても対象としません。
 - 2) 積立資金は、積立指定日の前営業日中に入金するものとし、積立指定日において引落口座の残高が指定の積立金額に満たない場合は、当該指定日における積立を実行しません。
 - 3) 積立指定日に他の引落しが行われる場合で、引落口座の残高が積立額および他の引落し金額の総額に満たない場合、当行が引落し及び積立の実行の有無および順序を任意に決定します。
 - 4) 各国政策、金融情勢、災害、事変等、急激な変化が生じた場合には積立を実行しないことがあります。
 - 5) その他やむを得ない事情により外貨積立サービスの提供が困難な場合には積立を実行しません。
 10. 外貨積立サービスによって交換された外貨はプレスティア マルチマネー口座外貨普通預金利率が適用されます。
 11. 外貨積立サービスの内容変更(口座、通貨、積立日、金額等)を希望の際は、一旦、該当の外貨積立サービスを解約後、新たに申込みをいただくことが必要です。
 12. 外貨積立サービスの解約は以下のように取り扱います。
 - 1) 解約は、店頭または郵送にて外貨積立サービス申込書をご提出いただくか、プレスティアホン バンキングでもお手続きいただけます。解約のお申し出から処理が完了するまでに数日かかります。次回積立日がお申し出の日に近い場合は次回積立日後に解約扱いになることもございますので、申込書のご提出日にご注意ください。郵送の場合には、1ヶ月前までに当行まで書類が到達するよう余裕をもってお手続きください。
 - 2) 外貨積立サービスは前記1)による解約のお申し出がない限り、お申込みいただいた条件による積立を継続します。
 - 3) 当行は、以下の一つでも該当した場合、前記1)の手続きによらず外貨積立サービスを解約することができるものとします。
なお、本条による解約により、当行に過失がある場合を除き、当行は何ら責任を負いません。
- ① 引落口座が解約された場合
 - ② 本規定に違反した場合
 - ③ 外貨積立サービス申込み時に虚偽があった場合
 - ④ 仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送されたとき
 - ⑤ 相続の開始があったとき
 - ⑥ 当行取引規約集一般規約第10条第3項により預金口座取引の制限もしくは停止、または預金口座が解約されたとき
 - ⑦ 上記各号のほか、合理的な理由があり、当行の裁量により、外貨積立サービスを解約すべきと判断したとき
13. 当行は、金融情勢その他の諸般の事情の変化その他相当の理由があると認められる場合には、支店の店頭表示またはウェブサイトでの表示など、相当な表示手段をもって少なくとも1か月前の事前の告知を行うことにより、本規定の内容を変更できるものとします。